

# 生活保護引下げ違憲



## 国賠訴訟

### 第11回口頭弁論期日

2013年から3回にわたり生活保護基準が引き下げられました。これは生存権を保障した憲法25条に違反するとして、生活保護利用者らが国等に対し国家賠償等を求めています。福祉の後退をはね返すには、裁判の闘いが重要です。当日は原告の意見陳述があります。傍聴をお願いします。

## 2月22日(金) 15時～

### 東京地裁 103号法廷

地下鉄霞ヶ関駅A1出口

※14時20分～裁判所正門前で開廷前行動を行います。

※手荷物検査がありますので、早目にお越しください。

報告集会 弁護士会館5階508ABC

場所は裁判所の東隣（日比谷公園側）の建物です。

15時40分ころから約1時間程度です。

解説や原告のお話等があります。閉廷後、皆で移動します。



2013年8月1日以降1年8か月の間に3回にわたって生活保護費の引下げがありました。「生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟」の略称は、引下げの日を忘れないため「はっさく訴訟」としました。連絡先：〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号 エキニア池袋6階 城北法律事務所内 生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟弁護団／電話 03-3988-4866（担当＝平松・木下）.FaceBook も見て下さい。